

埋設除草剤調査業務

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 入札者注意書
- 2 契約書（案）
- 3 仕様書等
- 4 業務数量内訳書
- 5 薬剤埋設模式図（平面・縦断）

近畿中国森林管理局

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は、電子入札システム（以下「電子入札」という。）に基づくものとする。
なお、電子入札により難い場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式（以下「紙入札」という。）に代えることができる。（別紙様式1、2）
ただし、紙入札による入札書は所定の用紙（別紙様式4）を使用し、入札案件毎に別葉として持参により提出すること。郵送、加入電信、電報、テレコピー、電話その他の方法等による入札書の提出は認めない。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 電子入札による入札の場合は、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に基づくものとする。
- 7 紙入札による場合の入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 8 紙入札による場合で本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状（別紙様式5）又は委任権限を証明した書類を提出すること。
また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 11 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 紙入札において、発注者名、入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - (4) 紙入札において、入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - (5) 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 紙入札において、入札時刻に遅れました入札
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

12 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。

13 開札前に、入札者から錯誤等を理由として自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。

また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。

ただし、電子入札において、入札者は、入札書提出後開札までに、他の入札物件の落札が決定し、当該入札物件を落札したことにより建設業法第26条違反になる場合は、直ちに発注者に申し出こととし、発注者は、直ちに入札者から理由を付した技術提案書等の取り下げに関する申出書（別紙様式3）の提出を求め、確かに上記事実であると認められた場合は、開札時に、当該入札書を「無効」とする措置をとるものとする。

14 開札は電子入札により行うこととし、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に定める立会官が立ち会って行う。

ただし、紙入札による場合は入札者の面前で行う。

なお、入札者が出席しないときは、入札事務に關係のない職員が立ち会って行う。

15 開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

その場合、無効の入札をした者は参加することができない。

なお、入札の回数は原則として2回とするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。

16 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。

(1) 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあると認められるとき、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。

(2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。

(3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

(4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

17 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、入札執行事務に関係のない職員がくじを引くものとし、その結果を通知するものとする。

- 18 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 電子入札により入札に参加する場合は、電子入札操作マニュアル、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）を熟知しておくものとする（農林水産省ホームページ・農林水産省電子入札センター）。
- 23 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙様式1)

紙入札方式参加承諾願

1 発注工事（業務）名

2 電子入札システムでの参加ができない理由

（記入例）

認証カードの発行手続が遅れているため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

（契約担当官等の官職氏名）

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

（契約担当官等の官職氏名）

(別紙様式2)

入札方式変更承諾願

1 発注工事（業務）名

2 入札方式を変更する理由

（記入例）

認証カードが破損したため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加に変更することを承諾いただきますようお願いします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

（契約担当官等の官職氏名）

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

（契約担当官等の官職氏名）

(別紙様式3)

技術提案書等の取り下げに関する申出書

1 発注工事（業務）名

2 技術提案書等を取り下げる理由

（記載例）

他の工事（業務）の落札に伴い、配置予定の技術者を配置できなくなったため。

※ 入札書提出後（同時提出型を含む）においては、記載例の理由に限る。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称 ○○ 株式会社
代表者氏名 ○○ ○○

（契約担当官等の官職氏名）

殿

(別紙様式4)

入札書

入札物件 第 号

発注工事（業務）名

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局（○○森林管理署）長 ○ ○ ○ ○ 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

(別紙様式5)

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○○○○ 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

発注工事(業務)名

別紙

「契約の保証について」

(1) 落札者は、業務請負契約の締結に際して、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 歳入歳出外現金出納 官吏 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取り扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払い請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 政府保管有価証券取扱主任官 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定

する保証事業会社(以下「金融機関等」という。)とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期限を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されることとすること。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、履行期限を含むものとすること。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

- (才) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
 - (カ) 保険期間は、履行期限を含むものとすること。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- (4) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

業務請負契約書（案）

- 1 業務名 埋設除草剤調査業務
- 2 履行期間 契約締結日の翌日から
令和9年3月12日まで
- 3 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 4 契約保証金額 円
- 5 前金払 請負代金の10分の 以内
- 6 調停人
- 7 選択事項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1号第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	前払金	第35条～第37条
	部分引渡し	第38条
	調停人の選任	第57条

8 特約条項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) この契約に係る令和7年度の前金払、部分払は行わない。
- (3) 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担は別紙1のとおり。
- (4) 受注者は、本契約を履行するにあたり、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。なお、当該義務は、本契約終了後もなお有効に存続する。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 大阪市北区天満橋1丁目8番75号
支出負担行為担当官
(氏名) 近畿中国森林管理局長 上口 直紀 印

受注者 (住所)
(氏名) 印

〔注〕受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙 1

第1　繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

令和7年度	0円
令和8年度	円（契約金額を記載する）

ただし、翌債に基づく契約の前金払については、発注者がこの契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）について前金払の支払を行わない旨定めた場合は、国有林野事業業務請負契約約款第35条第1項の規定に係わらず、契約会計年度内において前払金の請求をすることはできない。

第2　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおり。

令和7年度	0円
令和8年度	円

業務数量内訳書

工事名 埋設除草剤調査業務

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	員数
一般調査		式	1
直接調査費(電子成果品作成費・業務成果品費除く)		式	1
現地調査	3000m ² 未満	業務	1
地中レーダ探査観測		km	0.064
地中レーダ探査測線設定		km	0.064
探査棒調査	傾斜15° 未満 粘性土	m	16
土壤試料採取調査		業務	1
電子成果品作成費		式	1
間接調査費		式	1
運搬費		式	1
準備費		式	1
施工管理費		式	1
純調査費(業務管理費除く)		式	1
間接費		式	1
諸経費		式	1
一般調査業務費		式	1
直接原価(電子成果品作成費除く)		式	1
打合せ等	打合せ(業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ2回	業務	1
地中レーダ探査計画・準備費		業務	1
地中レーダ探査解析		km	0.064
計画・準備	土壤試料採取 3,000m ² 未満	業務	1
地質解析		業務	1
対策(措置)工法の選定		業務	1
総合検討報文執筆	2級 (物理探査あり)	業務	1
直接経費		式	1
土壤試験分析		式	1
電子成果品作成費		式	1
直接原価(その他原価除く)		式	1
その他原価		式	1
一般管理費等		式	1

解析等調査業務費		式	1
直接測量費(安全費・電子成果品費・成果検定費除く)		式	1
山腹工測量 山腹平面測量 合計	総面積0.5ha未満 1~2箇所	ha	1
電子成果品作成費		式	1
直接測量費		式	1
間接測量費		式	1
諸経費		式	1
測量業務価格		式	1
業務価格		式	1
消費税相当額		式	1
業務委託料		式	1

仕 様 書

1 件名

埋設除草剤調査業務

2 目的

本業務は、昭和 40 年代から国有林野内において埋設・管理している除草剤（2, 4, 5-T 系除草剤。以下「埋設除草剤」という。）について、次に示す場所にて、現地の地形測量を行い、地下レーダ探査等で埋設農薬の位置を推定し、埋設除草剤の成分等の分析を実施するものとする。また、埋設物等の無害化処理方法の提案・比較検討等を実施する。

3 業務内容

発注者 近畿中国森林管理局長

場所 広島県庄原市 国有林内（契約時に国有林名を記載するとともに、詳細な位置図については契約締結後に交付する。）

除草剤の状態 昭和 46 年 12 月、縦横 1.3m、深さ 1.8m の穴を掘り、厚手のビニールシートを敷いたうえで、セメントを流し込み粒状の薬剤を投入、さらにその上からセメントを流し込んで固め、その上に 1.0m 覆土し埋設した。現在まで土中で安定した状態で管理している。

調査内訳 業務内訳書のとおり。

国有林野内の埋設除草剤について、次の事項までを行い、報告書を作成すること。

なお、埋設物の探査方法、各手法及び報告書作成については、林野庁ホームページ (https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/maisetsujyosouzai.html) に掲載の「令和 3 年度埋設農薬の管理に関する調査委託事業の報告書」、「令和 4 年度埋設農薬の掘削処理に関する事業の報告書」及びモデル地区での取組中の「各事業報告書」を参考とし、報告書を作成すること。

○現地調査

現地までのアクセス、作業環境の把握・確認、作業ヤードの確保等現地の状況を把握し、現地調査記録の作成・とりまとめ、写真撮影・整理などを行う。

委託者から得た資料調査・聴取調査結果と現況との整合を確認するとともに、資料調査等で把握しきれていない現場土壤の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報があれば入手する。

また、調査期間中に明らかな状況変化が生じた場合、あるいは、未確認の事項が生じた場合は、積極的に再調査の提案を行うことが望まれる。

○地中レーダ探査（手押し型）及び探査棒調査

（1）地中レーダ探査計画・準備

実施計画書の作成、事前協議・中間報告などの計画策定および資料を作成し、

事前に監督職員と協議を行い、地中レーダ探査の延長を決定するものとする。探査長の増減が生じた場合は設計変更の対象とする。

(2) 地中レーダ探査観測

調査区域内の傾斜縦方向に1m間隔で側線を設定し、その側線上でレーダ探査を行う。

解析結果により、推定される埋設箇所に対し、1.0m間隔の格子状の探査や高周波レーダ探査を行い、埋設範囲を特定する。探査測点は、1.0m間隔の格子状を原則とする。探査の結果により探査長の増減が生じた場合は設計変更の対象とする。

ただし、植栽箇所や露岩など明確に埋設が不可能である部分については不要とする。

(3) 探査棒調査

地中レーダ探査の解析結果により推定された埋設箇所に対して、探査棒調査を行う。埋設物による反発が認められた調査地点と反発深度等を記録する。調査地点は、地中レーダ探査の結果とともに平面的な埋設範囲が特定できるような配置とする。踏査深度は2.0m/本を当初計上しているが、調査数量に増減が生じた場合は設計変更の対象とする。

(4) 解析業務

地中レーダ探査で得られた反射画像断面から「埋設物」と推定される反応の上端面を反射画像記録に描画する。

探査棒調査により得られた埋設物による反発深度等について、資料整理とりまとめ、断面図等の作成を行う。

地中レーダ探査結果および探査棒調査の結果を総合的に解析して、埋設範囲を平面図にプロットして図示する。

○土壤試料採取・分析等

(1) 計画・準備

本調査において、土壤汚染対策法に準拠し調査対象の条件（面積規模等）に応じて調査の計画を立案する。

(2) 土壤試料採取調査、土壤試験分析及び地質解析

埋設除草剤の現在の成分等を確認するため、各事業報告書を参考に、次とおり試料を採取すること。

ア 埋設農薬調査・掘削等マニュアル（平成20年1月17日、環境省）（以下「埋設農薬マニュアル」という。）に準拠し、埋設除草剤を中心に直交する4方向において、当該埋設除草剤の埋設深度の中心箇所と底部より50cm～1m程度深い所（下方）の合わせて2試料と、埋設地点上部の1地点以上から試料を採取する。

イ 採取した試料を分析し、埋設物や土壤に含まれる2,4,5-T系除草剤やダイオキシン類等の処理が必要な有害物質及びその濃度を把握する。

分析項目は、監督職員と相談の上、決定することとし、変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

ウ 埋設除草剤が周辺土壤へ移動していることが確認された場合、確認された地点の外側及び下方1mの地点を目安に再調査する。この作業は、埋設除草剤が周辺土壤へ移動していないことが確認されるまで繰り返し実施する。

エ 埋設除草剤が周辺土壤へ移動していないことが確認された地点のうち最も埋設地点に近い地点までを掘削対象範囲と確定し、平面図及び縦横断図を作成し、数量を算出する。

オ これらの作業について、埋設穴ごとに同様の手順を実施すること。

カ 土壤試料採取調査の箇所数及び土壤試験分析の検体数は、事前に監督職員と相談の上、決定することとし、変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

(3) 対策（措置）工法の選定

ア 汚染土壤等の適切な処理を確定するため、「埋設農薬マニュアル」や「ダイオキシン類基準不適合土壤の処理に関するガイドライン」等を基に、次とおり無害化処理方法の提案、比較検討すること。

イ 土壤等の成分分析結果を踏まえ、検出されたダイオキシン類等の有害物質及びその濃度、土壤等の性状に応じた無害化処理方法（掘削・運搬・高温焼却処理、原位置熱脱着・熱分解法等）を提案する。

ウ 提案された処理方法に関して、処理施設及び処理実績、経費の見積り、処理に必要な手続き、周囲環境に対する影響等を提示するとともに、総合的に比較検討する。

エ 掘削、回収、収集運搬及び無害化処理までの一連の対策工事の処理数量及び概算工事費（準備費、仮設費、掘削工事費、分析・モニタリング費等）を算出し、詳細版として別冊にて調査報告書に記載すること。中間報告として、概算工事費を令和8年9月末日までに提出し、監督職員の確認を得ること。

オ 提案された処理方法に関して、汎用性や適用条件、汚染土壤だけでなく埋設除草剤への適用性について考察し、仕様書（案）を作成する。

○測量業務（山腹工測量）

トータルステーションを使用し、埋設物及び周辺土壤等掘削対象範囲の周囲に測点を設けて測量し、併せて掘削等の数量、面積の算出及び無害化処理のための区画測量を行う。

○その他

(1) 打合せは、事業着手段階と試料分析段階、取りまとめ段階を含め4回以上実施するほか、委託者の求めがあった場合は別途実施するものとする。

(2) 作業に当たっては、埋設除草剤等の飛散などにより周辺環境や人体へ影響を与えないような措置を講ずること。

- (3) 調査等に当たっては、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」、「埋設農薬マニュアル」、「ダイオキシン類基準不適合土壤の処理に関するガイドライン」、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」、「ダイオキシン類対策特別措置法」に準拠すること。
- (4) 作業の状況は、画像（動画及び静止画）等で記録し、適宜報告すること。
- (5) ダイオキシン類に汚染された廃棄物や掘削した土壤等については飛散防止処置を施した上で現地に仮置きすること。
- (6) 調査記録、試料採取地点等の図示、探査及び試料採取等については調査報告書（下記5 成果品）に記載すること。また今後同様の作業を実施するに当たり必要な留意事項等課題があれば、これを提示すること。

4 調査実施期間

契約の日の翌日から令和9年3月12日

5 成果品

- ・調査報告書（A4版カラー）2部
- ・電子媒体（DVD-R）2部

ファイル形式は、Word、PowerPoint、Excel 又は PDF 形式とすること。

ウイルスチェックを実施した上で、ウイルスチェックに関する情報（ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼付すること。

6 旅費交通費等の扱い

本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。
旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）
(以下「旅費交通費要領」という。)に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式2）を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

7 関係法規の順守

本業務にあたって、関係法規がある場合はこれを遵守すること。

8 標準仕様書

本業務にあたっては、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書を準拠し、その他については、全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は委託者の指示によること。

9 技術者の配置

地質調査技士（土壤・地下水汚染部門）の資格を有する者を少なくとも2名配置すること。

10 その他

- (1) 受託者は業務の進行状況等を定期的に報告するほか、委託者の求めに応じて報告するものとする。
- (2) 事業目的を達成するために、委託者は事業実施状況や進行状況に関して必要な指示を行い、受託者はこれに従うものとする。
- (3) 本仕様書に明示されていない事項で事業目的を達成するために必要な作業が生じた場合、委託者と受託者は協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、本事業により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

様式 1

宿泊実績報告書

業務名 :

氏名	滞在期間	従事業務	宿泊日数 (日)	宿泊単価 (円)	宿泊費計 (円)	備 考
合 計						

- (注) 1 氏名は、業務計画書に記載した技術者（再委託先を含む）であること。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。
 3 備考は、宿泊施設において提供される朝・夕食を食べた回数を記載する。

様式 2

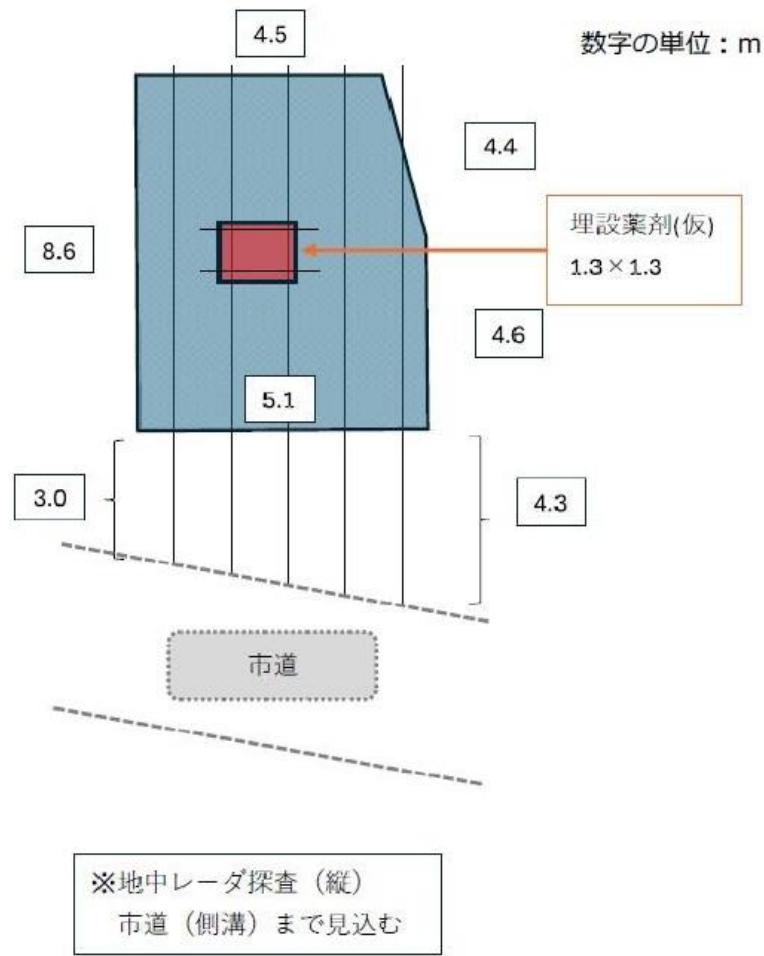
通勤実績報告書

業務名 :

通勤による業務日	従事業務	備 考

- (注) 1 通勤による業務日は、業務日ごとに記載する。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。

<平面模式図>



<断面模式図（資料から想定）>

